

キャリア形成プログラム【診療支援部門プログラム】の策定について

令和4年3月29日
令和3年度第2回千葉県医療審議会医療対策部会
千葉県健康福祉部医療整備課



千葉県医師修学資金貸付制度について

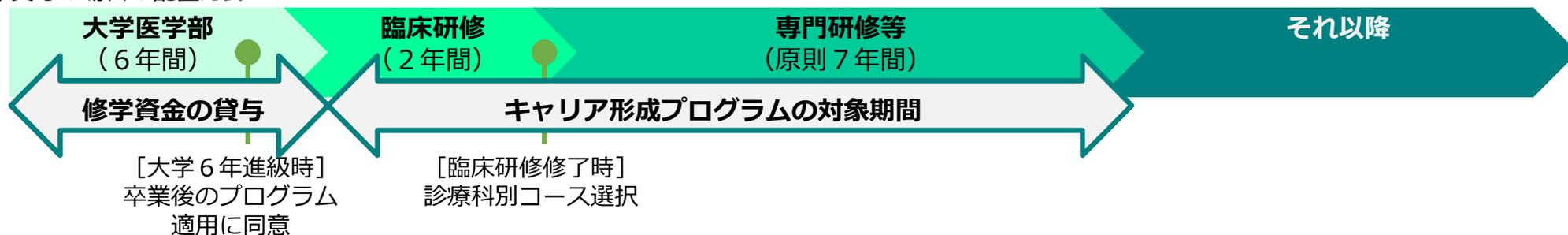
- 千葉県医師修学資金貸付制度は、地域における医師不足や地域偏在を解消するため、地域医療に貢献しようとする強い意志を持つ医学生を対象に、将来、千葉県内の医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関で医師として働いていただくことを目的として平成21年度から開始したものの。
- 返還免除を受けるためにはキャリア形成プログラムに基づき勤務する必要がある。

	長期支援コース		ふるさと医師支援 コース
	地域枠	一般枠	
貸付対象大学	千葉大学 順天堂大学 日本医科大学 帝京大学 東邦大学	左記の5大学及び 国際医療福祉大学 東京慈恵会医科大学	県外大学 (千葉県出身者のみ)
募集対象	上記大学の 千葉県地域枠入学試験を 受験する方	上記大学の医学部生	
貸付総額 (6年間貸付けを受けた場合)	国公立：1,080万円(月額15万円) 私立：1,440万円(月額20万円)		1,080万円 (月額15万円) ※国公立・私立共通
貸付期間	正規の修業期間を経過するまでの期間 (原則1年次から6年次までの6年間)		
返還免除要件	<u>医師免許取得後、 貸付期間の1.5倍の期間(6年間貸付けを受けた場合は9年間) 県が指定する県内の医療機関に勤務すること</u>		
返還の猶予期間	4年間 ただし、災害、病気、出産、育児、研修(知事が別に定める研修に限る)その他正当な事由により知事が定める病院等において医師の業務に従事できないと認めるときは、4年間に当該期間を加算		

千葉県のキャリア形成プログラムについて

千葉県のキャリア形成プログラムの全体像

※ 6年貸与の場合の配置方針



各プログラムの満了要件

※ いずれも6年貸与の場合の配置方針

新プログラム

- 県内の臨床研修病院で2年の研修修了後、県内病院で7年
- ただし、地域A群又は地域B群で通算4年以上、うち**地域A群で通算2年以上勤務**

政策医療分野プログラム

※対象：希望する全ての受給者

- 産科、新生児科、救急科については、県内の臨床研修病院で2年の研修修了後、政策医療分野プログラムの診療科別コースを選択した場合に限り、次の条件を満たす場合、キャリア形成プログラムを満了
 - ・ 政策医療分野群 で7年
 - ・ ただし、基本領域の専門医取得のための最低限の期間に限り政策医療分野群以外の医療機関群での勤務を政策医療分野群での勤務として算定

旧プログラム

- 臨床研修修了後、「地域の病院」、専門（後期）研修プログラムを有する県内病院のいずれかで7年（ただし、臨床研修を県外で行った場合は9年）
- ただし、通算3年以上は「地域の病院」群で勤務

現状と課題

医師が自身のキャリアとして選択可能な19基本領域のうち、「放射線科」「病理」「臨床検査」（他の診療科を支援する特徴から、以下、「診療支援部門」という。）については、地域A群において当該常勤医のニーズが限定的であり、修学資金受給者の義務履行が困難な状況にある。



キャリア形成プログラム【診療支援部門プログラム】の策定

«プログラムの内容»

1. 対象医師の義務年限中、診療支援部門の医師として勤務できるよう、配置可能な医療機関を拡大する。
2. 【診療支援部門プログラム】の診療科別コースを設定するキャリア形成支援機関は、地域A群に配慮したコース設定を行う。

キャリア形成プログラム【診療支援部門プログラム】（案）

- 就業義務年限、取得可能な専門医等の資格、猶予期間（配慮事情）はキャリア形成プログラム【新プログラム】と同様
- 配置方針

放射線科、病理、臨床検査については、キャリア形成プログラム【診療支援部門プログラム】の配置方針に合致する診療科別コースを選択し、選択した診療科別コースに基づき作成したキャリア形成プランに沿って勤務した場合に限り、キャリア形成プログラムを満了できるものとする。 ※1

○臨床研修病院群で2年、診療支援部門群で7年 ※2

※1… 途中での新プログラム及び旧プログラムの診療科別コースから診療支援部門プログラムの診療科別コースへの変更及びその反対のケースについて認める（変更後のそれぞれの条件にあてはめて義務年限を再度計算）

※2… 5年貸与の場合___の箇所は5年6月、4年貸与の場合___の箇所は4年

キャリア形成プログラム【診療支援部門プログラム】（案）

<医療機関群>

医療機関群	カテゴリー
臨床研修病院群	【新プログラム】と同様
診療支援部門群	①放射線科：キャリア形成プログラムの地域A群、県内の放射線科専門研修プログラムの研修施設 ※勤務条件：放射線科専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も放射線科医として勤務すること。
	②病理：キャリア形成プログラムの地域A群、県内の病理専門研修プログラムの研修施設 ※勤務条件：病理科専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も病理医として勤務すること。
	③臨床検査：キャリア形成プログラムの地域A群、県内の臨床検査専門研修プログラムの研修施設 ※勤務条件：臨床検査専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も臨床検査医として勤務すること。

※ 本制度の趣旨は地域A群における勤務であり地域A群の状況（医師の需要・受入体制）によっては、地域A群に配置されることとなります。

※ 医療機関群については、臨床研修病院の新規指定・指定取消などにより、今後変更となる場合があります。なお、変更により外れた対象医療機関での勤務実績がある場合、その勤務期間を就業義務年限に算定します。

＜診療科別コース設定の条件＞

キャリア形成プログラム【診療支援部門プログラム】の診療科別コースを設定するキャリア形成支援機関は、キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群と関係構築に努め、次の事項に配慮すること。

- ア 地域A群の状況（医師の需要・受入体制）に応じた医師の配置が可能なコース設定を行うこと。
- イ 地域A群に対する、当該診療科に係る支援（医師の派遣・遠隔医療・オンライン診療・診療科に係る相談等）を行うこと。

【参考】地域A群に対する支援の考え方

- 地域A群に対する支援を、キャリア形成支援機関が診療科別コースを設定する際のコース設定の条件として位置付け、受給者の勤務条件とはしない。
- 想定としては、地域A群に対する、当該診療科に係る支援（医師の派遣・遠隔医療・オンライン診療・診療科に係る相談等）体制を構築可能なキャリア形成支援機関のみがコース設定可能。
- 地域A群に対する支援体制を構築可能な医療機関に医師を配置し、地域A群に対する支援拡充を図ることで、地域医療の確保に資すると考える。